世紀転換期におけるドイツ・オーストリア社会民主党・自由労働組合の職業訓練改革論

——国立教習作業場（Staatslehrwerkstatt）をめぐる論議を中心に——

佐々木　英　一

（1991年10月14日　受理）

Die berufspädagogischen Bestrebungen der sozialdemokratischen Arbeiterbewegung in Deutschland und Österreich an der Jahrhundertwende

Eiichi SASAKI

目　　次

1．はじめに
2．国立教習作業場論の背景
　(1) 徒弟制度の改革をめぐる動き
　(2) 世紀転換期までの労働組合の徒弟制度に対する取り組み
　(3) 社会民主党の徒弟制度，青少年問題に対する取り組み
3．社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論
　(1) 教習作業場の発生と展開
　(2) 社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論
　　a）ホッホ，ドイチュ，ハイゼの徒弟制度批判と教習作業場論
　　b）マイスターレーレと国立教習作業場：クヴェッセルとブルーンス
　　c）1907年シュトゥットガルト第1回社会主義青少年組織国際会議における論議
　　d）ダンネベルクの国立教習作業場論
4．国立教習作業場論の評価とその後の展開
5．おわりに

1．はじめに

さきに，筆者はワイマール期ドイツにおける職業訓練法案の研究[1]において，ドイツ労働運動史上画期的と言われている，ドイツ自由労働組合の1919年ニュルンベルク大会での「徒弟制度の規制に関するニュルンベルク決議」を分析した。そこで筆者は，この中で自由労働組合が職業訓練の形態について「訓練の基本は将来にあっても一般にマイスターレーレであろう」とし，「それと並んで適当な職業には特別の養成場（Lehrwerkstelle）が作られる。この養成作業場（Lehrwerkstatt）は一般に，経営に直結してのみ行われうる」としている点に注目し，ここに労働組合をも含めてあくまで職業訓練の場を経営とするOJT中心の，職業訓練のドイツ的特徴とその問題点を指摘しておいた。そして，この養成作業場の位置づけをめぐる議論についても簡単にふれておいた[2]。

周知のように，ドイツのデュアル・システムは，企業における実践的訓練と定時制職業学校の補完的理論教授から成り立っているが，前者に圧倒的な比重がおかれている。その意味で，ドイツのシステムは正確には「デュアル」とは言えない[3]。ドイツの職業訓練がこのような形態をとっているのは，勿論歴史的背景があるのであるが，国際的にみて職業訓練形態の有力な一つの類型である。法制上の規定は別として，このデュアル・システムが理念的，規範的類型としていつ頃定着したのかについては，なお詳細な検討が必要であろうが，筆者はほぼ世紀転換期であろうと推定する。

すでに多くの論者が紹介している1870年代の社会政策学会を始めとする，徒弟制度の改革をめぐる論議の中では，ビューヒャーの学校形式の職業訓練による全面的改革論が有力な議論として出され，一方，同時期にプロイセン国有鉄道で養成作業場による徒弟の養成[4]が組織的に開始され，1894年にはシェーベンが養成作業場について体系的著作[5]を出している。つまり，工業が未だ本格的な独自労働力養成に取り組んでいなかった1870年から90年代にかけては，主として手工業徒弟制の補強・改善を念頭においてはあるが，マイスターレーレ[6]とは異なる職業訓練類型を模索していた時期であるといえよう。これに対して，90年代からは，工業による独自の熟練労働者養成が開始され，工業独自の職業訓練の類型の創出の可能性を孕んだ時期に突入する。これまでの研究[7]では，工業の職業訓練類型は1908年のドイツ技術学校委員会（DATSCH）の設立を経て，ほぼ1910年代までに確定されたとされている。

本稿で問題にする社会民主党・労働組合との関係で言えば，この時期はまさに社会主義者鎮圧法が廃止され，労働運動が大きく飛躍する時代であり，両者は，工業の発展に伴う諸矛盾の一つとして，徒弟制度，職業訓練に対しても，新たな対応を迫られていた。その改革案の中心は，公的な養成作業場と補習学校という組合わせの，もう一つのデュアル・システムの類型提示であった。この類型は，今日のドイツにおけるデュアル・システム類型の発生史においてこれまで殆ど注目されてこなかった。

その理由として以下の2点が考えられる。一つは，これまでのドイツの職業教育・訓練史研究に

おいて，補習学校，職業学校などの学校史研究に比して，実践的訓練部分の研究が乏しいことである[8]。もう一つは，社会民主党・労働組合の職業教育・訓練の取り組みに対する研究的関心が低いことである。ドイツ本国における職業教育・訓練史研究においても，一般に社会民主党や労働組合に焦点を当てた研究は乏しい。戦前のもので，社会民主党・自由労働組合の職業教育・訓練を対象とした研究は，まとまったものは管見では，マイアー（Meier, G.）の Berufsschulung und Berufserziehung der Jugendlichen durch die Arbeitergewerkschaften. 1930 と，グンペルト（Gumpert, F.）の Die Bildungsstrebungen der freien Gewerkschaften. 1923, 及びシュールホルツ（Schürholz, F.）の Grundlagen einer Wirtschaftspädagogik. 1928 ぐらいである。しかも，後の2つは労働組合の教育活動全般を扱ったもので，職業教育・訓練に関してはわずかしかふれていない。戦後のものでも，ある程度まとまった形で，戦前の社会民主党・自由労働組合の職業教育・訓練への取り組みを述べたものも，著書としては，エーベルト（Ebert, R.）が Zur Entstehung der Kategorie Facharbeiter als Problem der Erziehungswissenschaft. 1984 が多少ともページをさいているのと，モノグラフではシュメルツァーの Die berufspädagogischen Bestrebungen der sozialdemokratischen Arbeiterjugendbewegung vor dem ersten Weltkrieg. 1969 及び，クラインとケルツェルの Sozialpolitische Antworten selbstorganisierter Jugendlicher auf die Lehrlingsfragen zu Beginn des 20. Jahrhunderts. 1990 などが散見されるだけである。

史料面でも，例えばこの間ドイツ職業教育・訓練史史料の集大成として連続して刊行されている『ドイツ職業教育史史料集』[9]のCシリーズ（問題別シリーズ）にも社会民主党・労働組合が独自に取り上げられておらず，Aシリーズ（20世紀），Bシリーズ（19世紀）にも，その記録はほとんど含まれていない。またクンツェは，労働者訓練（Arbeiterausbildung）という観点から，3巻で現在入手困難な合計12冊の本を収録しているが[10]，社会民主党・自由労働組合関係のものはブルーンスとエズィヒのもの[11]だけであるし，しかも両者とも補習学校・職業学校を論じたもので，職業訓練全体を視野にいれたものではない。

一方わが国のものでは，寺田氏の一連の労作が挙げられる。氏は，1869年の北ドイツ営業条例の徒弟条項の成立過程の分析[12]の中で，1860年代末から70年代にかけての初期のドイツ労働運動の徒弟制度問題への対応にふれ，また1897年の営業条例工場マイスター条項の成立過程の分析[13]の中で，90年代から1900年代の「労働組合・社会民主党ブロック」の「手工業の制度の熟練（技能）形成機能の維持」と「そこでの影響力の行使」をねらっての「労働協約締結による熟練の横断的管理」の取り組みを紹介している。さらに，「ドイツ工場徒弟制と労使関係」[14]では，1920年代のドイツ労働組合総同盟の徒弟制規制とその論議を分析している。

また，労使関係の視角からの研究では，大塚氏[15]と麻沼氏[16]のものがあげられる。前者は，ドイツにおける技能養成，特に工業におけるそれについて網羅的にその歴史的発展を述べたものであるが，第1部の最後の「終章」において，労働組合の取り組みを第1次大戦以降に力点を置いて取り上げている。後者は，1920年代の工業徒弟制度の展開を扱っているが，労働組合については経営協

議会を中心にした経営内労使関係の枠内でふれられているにすぎない。

以上，戦前ドイツ職業教育・訓練史における社会民主党・労働組合の取り組みに関する研究状況を概観したが，いずれも本稿で扱う国立教習作業場をめぐる論議はふれられていない[17]。しかし，この論議は，時代によって強弱はあるものの，戦前の社会民主党・労働組合の職業教育・訓練政策を貫く基調音とでもいうべきであり，その分析はこのテーマの解明には不可欠の作業であると思われる。

以下，国立教習作業場をめぐる論議の背景として，それまでの社会民主党・労働組合の徒弟制度・職業訓練の取り組みと議論及び，世紀転換期の徒弟制度，職業教育・訓練の状況について述べ，その後，ダンネベルク（Danneberg, R.）の議論を中心に，社会民主党・労働組合の国立教習作業場論を分析していく。

なお，本稿では，世紀転換期を一応1890年から1910年の間とし，また，デュアル・システムのうち実践教育の部分に焦点をあて，補習学校については必要に応じてしかふれないことを予めことわっておく。

2．国立教習作業場論の背景

(1) 徒弟制度の改革をめぐる働き

すでに多くの研究が明らかにしているように，19世紀後半，とりわけ70年代以降，ドイツの手工業徒弟制度は大きな改革の波にさらされる。その一つの集約点は，70年代の一連の社会政策学会での論議であった。そこでは，「Ⅰ．古い手工業崩壊以来の，どのような変化がドイツの大工業，小工業における徒弟の状態に生じてきたか。Ⅱ．個々の雇用者，労働者団体，雇用者団体の自由な活動によって，どのような改善がなされ得るか。Ⅲ．立法はいかに，促進的，刺激的，あるいは強制的に作用を及ぼしうるか。」[18]という徒弟制度改革の大会テーマにも示されるように，手工業徒弟制度の補強・改善のために種々の論議が行われた。アーデルマンは，徒弟制度の改善の手段と方法の点で，70年代の社会政策学会の論議を，以下３つのグループに分類している[19]。すなわち，第１は，とくにツンフトの再生のために法的な干渉が不可欠だとするものであり，第２は，特に南ドイツで主張された実業協会と行政による自由なイニシアチブによる改善，第３は，ビューヒャーに代表されるグループで，これは手工業レーレの改善は不可能だとし，国によって組織された教習作業場と実業学校の設立を主張するものであった。

こうした議論の背景には言うまでもなく，工業の発展に伴う手工業小経営の苦境とその徒弟制度の崩壊の危機があった。徒弟を安価な労働力として酷使する，そのためにとうてい訓練できないほどの多数の徒弟を入れるという，いわゆる徒弟過剰雇用（Lehrlingszüchterei）の問題が深刻化していた。ここに，工業に独自な熟練の必要性の出来のきざしという新たな状況もあいまって，熟練労働力の養成と確保に関して，今後どのような方向を取るべきかをめぐって，ドイツは一つの岐路に

立たされる。周知のように，ドイツは手工業者という保守的中間層の保護と言う政治的選択のもとで手工業徒弟制度を補強する職業訓練形態を選択した。つまり，上の3つの分類で言えば最も保守的・反動的な第1の方策が採用されたと言うことになる。

その法的な表明が1897年と1908年の営業条例修正令であった。ブランケルツは，これを次のように的確に特徴づけている。すなわち，「これらの法によって，職業訓練の新秩序の道が決定された。軍隊が『国民の学校』とされるのと同じ意味で，手工業が『民衆の教習作業場』とされたのだ。手工業は，今や全ての工業訓練の規範的なファクターとならねばならなかった。」[20]

(2) 世紀転換期までの労働組合の徒弟制度に対する取り組み

さて，それではこうした状況の中で労働運動はどのような対応をしていたのであろうか。一般に，ドイツ労働運動はイギリスと異なり，徒弟制度に対して，さしたる関心を示してこなかったとされている[21]。しかし，当時の労働組合が職業別に編成されていた（Berufsverein）という組織上の特性から，イギリスのクラフトユニオン型の，厳密な徒弟制度による入職者の制限による組合員の利益擁護をはかる労働組合の，いわば「自生的な」[22]取り組みも存在した。その典型は，常に引きあいに出される印刷工組合で，それはすでに80年代に徒弟スカラー（職人数に対する徒弟数の比率の制限）を内容とする労働協約を勝ち取っている[23]。とはいえ，全般的にみて労働組合の徒弟制度に対する関心は希薄であった。

こうした事情は，その後も以下のような事情もからんで変わらなかった。すなわち，1890年以降，自由労働組合は，従来の手工業労働者の職業別組合中心の組合から，金属，木材，建築，運輸などの労働者の産業別組合を中心としたものに変わっていく[24]。その結果，不熟練労働者の組合員も増えてきた[25]。また，組合員の飛躍的増加とともに政府と資本からの攻撃も強まった。その結果，「たえず増えるアジテーションの課題，賃金闘争，そして労働組合教育活動」[26]のためにごく一部の組合[27]を除けば，徒弟の職業訓練に対する取り組みは低調であった。それどころか，自由労働組合内には職業訓練を敵視する議論もあった。例えば，グンペルトは1910年の『新時代（Neue Zeit)』誌にのったクリッヘ（Kliche, J）の論文を紹介している。クリッヘは，木材労働者が職業訓練に取り組み，そのための専門誌を創刊しようとしていることに反対して，「闘争のための武器は，専門性を高めること（Fachbelebungen）によっては鍛えられない」とし，自らをもはや労働者と感じなくなっている造園労働者を例に引いて，それは労働者の労働運動への無関心を生むだけだと主張した[28]。ここにみられるように，自由労働組合内には，「労働者の職業訓練は，専ら質の高い労働によって利益を得る経営者の事項であるという見解」[29]が，かなり広まっており，労働組合はこの分野ではその活動を「専門教育，補習教育制度の改善のための立法と，工業，手工業の徒弟養成における著しい弊害の除去に限定」していた[29]。

しかし，一方では自由労働組合は増大する青少年組合員に対応すべく，独自の労働組合青少年組織の設置にのりだしていた。1908年のハンブルク第6回大会で初めて青少年組織が議題として取り上げられたが[30]，その課題は，「自然科学，保健衛生，文学，芸術」などの一般教育と，スポーツ

の促進などの活動とされ[31]徒弟制度改善への視点は含まれていない。また，この時期に相次いで単産レベルで青少年部（Jugendabteilung）や，徒弟部（Lehrlingsabteilung）が設けられた[32]。

(3) 社会民主党の徒弟制度，青少年問題に対する取り組み

この時期の社会民主党の徒弟制度に対する態度を見ていく場合，その中間階層・手工業者層に対する考え方と，工業の進展による熟練の変化の見方を押さえておく必要がある。前者に関して言えば，八林氏の研究がある。氏はこの時期の社会民主主義陣営には手工業問題について十分な実証に基づく研究がないままに，「第1次大戦に至るまでエルフルト網領の中産層没落必然論は保持され続け」[33]たこと，そしてこの没落必然論は，マルクス主義者のみならず歴史学派に属するビューヒャーなどの社会政策学会の論者なども主張していたことを指摘している[34]。このことは，後にふれる徒弟制度改革案における両者の類似性を考えたとき興味ある事実である[35]。

次に，後者，すなわち工場様式による生産の発達に伴う熟練労働の変化についての見解を見てみよう。社会民主党は1869年の「極めて経済自由主義的な特徴をもった」北ドイツ営業条例における職業訓練の規制を，「産業資本の発展に基づく，全般的な労働力の脱熟練化（Dequalifikation）の進行に対する立法上の承認」と評価した[36]。ここに示された「脱熟練化」論は，前述の手工業者没落必然論と相まって，社会民主党の徒弟制度問題への対応に大きな影響を及ぼす。80年代以降徐々に明らかになってきた，工業独自の新しい熟練の必要性は正面からとりあげられなかった。[37]そこで社会民主党は，「職業訓練を前工業的な生産様式という理想にそって逆戻りさせることに反対し」[38]，これに対して「一般教育の基礎に基くすぐれた工業レーレ（gewerbliche Fabriklehre）」[38]という選択肢を対置した。

この「脱熟練化」論に対して，修正主義の側から反論がなされる。ダビッドは，マルクスの見解は50年代のイギリスの繊維工業の観察から得たものであり，決して一般化できないこと，「現代の機械製造やその他の金属加工業において，より高度の熟練と知性をもった労働者に対する需要が，非常に高まっている」と論じる[39]。後にみるように，社会民主党の徒弟制度改革論，職業訓練論の多くが，いわゆる修正主義グループから多く出されていることは，恐らくこのことと関係しているだろう。すなわち，以下の3の(2)で述べる多くの論稿は，修正主義の影響が強いとされたSozialistische Monatshefte誌[40]に掲載されていることや，その執筆者であるクヴェッセルやダンネベルクも一般に社会民主党右派グループに属したとされている。

つぎに，社会民主主義陣営の青少年団体の取り組みを見ておこう。世紀転換期のドイツには，約400万人の働く青少年がおり，その約20％が徒弟関係にあり，残り80％は青少年賃金労働者であったとされている[41]。よく知られているように，ドイツにおける最初の独立した労働青少年団体は，1904年，ベルリンで結成された「ベルリン徒弟・青少年労働者連盟」（Verein der Lehrlinge und jugendlicher Arbeiter Berlins）である。これは，その前年ベルリンで起きた徒弟の自殺事件をきっかけに結成されたものであり，その「設立のよびかけ」では，「今や，労働者に自己の利益を代表する権利が与えられたが」[42]，その権利は成人労働者のみが享受している。「しかしわれわれは，徒

弟と青少年労働者にもまた，団結によって自ら抑圧，屈辱，蒙昧に対して自らを守らねばならないと自覚すべき時期にきている」[42]とのべている。それは主として小経営の徒弟を中心として，営業条例や商法にある親方の徒弟に対する義務規定の宣伝などを通じて，徒弟の権利保護と獲得を目指した。南ドイツでも，1906年マンハイムで「ドイツ青年労働者同盟」（Verband jungen Arbeiter und Arbeiterinnen Deutschlands）が結成され[43]，両者は合同で，「徒弟保護委員会」を設置した。こうして，1907年頃までには社会民主主義の青少年運動は「包括的な職業教育と労働保護の啓蒙活動を発展させていた。」[44]

こうした素地のうえに1907年シュツットガルトで，13ヶ国から22人の代表が参加して第1回社会主義青少年組織国際会議が開かれた。「1917年以前の職業訓練領域での闘争の頂点」[45]とされるこの会議では，労働青少年の搾取の形態を2つに分けて分析している。すなわち，一つは，機械制生産の進展による重筋労働と熟練の比重の低下に伴う青少年労働者の酷使であり，もう一つは機械制工業との競争により苦境に立たされた手工業小経営による徒弟の搾取の強化である。後者については，「専門家としての訓練はこの搾取のための単なる口実にまでなり下がっている」[46]と批判する。しかし，この両者は共に，「資本主義経済秩序の本質から生ずるもの」[46]であり，これは，「資本主義社会秩序の除去によってのみ消滅する」[46]のであるとする。そして，青少年の搾取の除去のために，a）青少年労働者の保護のための保護委員会を作ること，b）議会の社会民主党のフラクションに青少年労働者保護のための諸立法の努力を要請すること，c）労働組合が団体交渉において青少年労働者の要求を支持し実現の努力をすることを求めた。

このうち，b）については労働時間，休暇とならんで，義務制の補習学校教授の導入，親方の懲戒権，体罰の禁止，など14項目の具体的要求[47]を掲げている。また，c）の背景には当時の労働組合指導部の青少年労働者ないし職業訓練に対する関心や認識の低さがあったことを念頭においておく必要がある。たとえば，労働組合の指導者の中には修行時代に少々ビンタをくらうことは当り前で，誰もが一度は通らねばならない「移行期」だと見なすのも多かったと言われる[48]。この会議での，職業訓練に対する全般的議論の分析，とりわけ，国立教習作業場についてのそれは以下に譲るが，ここではこの時点ですでに，青少年労働者と徒弟に対する搾取の本質についての基本的認識がなされていたこと[49]，したがって問題を「徒弟制度」問題という狭い範囲で扱っていないこと，さらに，労働運動一般に解消されない青少年労働者独自の課題，とりわけ職業訓練の課題を労働運動の中で明確に意識化させていることの2点を強調しておきたい。

以上，概ね1870年以降，世紀転換期までの徒弟制度の改革を中心とした職業訓練のあり方をめぐる各方面の模索をごく簡単にスケッチしてきた。「はじめに」でも述べたように，1890年から1910年にかけて次第に形成される工業徒弟制度をふくめたデュアル・システムという職業訓練類型の成立期にあたるこの時期，ようやく労働組合・社会民主党陣営にも青少年労働者問題という入口からではあっても職業訓練問題に対する，個々の問題への対応のみでない，職業訓練類型の模索を含むより全体的な戦略の構想の必要性が自覚されてきたといえよう。その一つの典型が以下に述べる国

立教習作業場論であった。

3．社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論

(1)　教習作業場の発生と展開

「はじめに」で述べたように，国立（公立）教習作業場は，社会民主党・自由労働組合の職業訓練論議の基調音とでもいうべきもので，くりかえし提案され論議されてきた。ここでは，この国立教習作業場をめぐる論議を，より詳しく見てみよう。

まず，教習作業場とは何かということであるが，教習作業場に関するまとまった研究であるベアーの『工業教習作業場の発生』（Die Entstehung der industriellen Lehrwerkstatt. 1981）によれば，その本質的理念は「生産過程からのクォリフィケーションの過程の分離」である「Besonderung」という概念によって規定されるという[50]。また，トルキューンも教習作業場の特徴を「訓練過程をできるだけ，経営の個々の生産の必要と切り離し，それによって特別の体系性を保ちやすくすることにある」[51]としている。要するに，マイスターレーレを典型とする，生産過程に規定されるOJTによる訓練から，教授学・教育方法を意識した系統的訓練を目的とする職業訓練施設であり，職業訓練の一種の学校化である。

教習作業場の発想は手工業徒弟制度の衰微と共にあったと思われるが，ベルギーやフランスではすでに1840年代から設置されていた[52]。これはシュタインバイスによってドイツに紹介され，60年代に工業で作られたとされるが[52]，本格的に注目されるのはすでに述べたようにマイスターレーレの危機に際して，その代案として教習作業場をビューヒャーが挙げてからである[53]。ビューヒャーは，教習作業場をフランスを例にあげて「初等学校卒業後の徒弟を受け入れて，完璧に訓練し，仕事場の労働に全面的に有能な労働者として卒業させる―中略―包括的な工業専門教授のシステム」[54]と説明している。すでに当時，バーデン，ヴュルテンブルクなどドイツのいくつかのラントでは[55]，崩壊しつつあった，その地方での特産手工業の援助策の一環として，マイスターレーレの補完として教習作業場を設けていたところもあった。また，周知のようにプロイセン国有鉄道による整備された教習作業場もあった。しかし，ベアーもいうように教習作業場は本来，工業経営の発展と密接に係わっている。それは，Besonderungが，そもそも工業経営の生産構造の矛盾そのものに由来するからである。即ち，「一方で生産過程は訓練された労働力の利用を前提とするが，しかしながら他方，収益性の確保と工場という特殊な形式（特に全ての非生産的な副次機能の除去）は，生産過程におけるクォリフィケーションの実施を妨げるからである。」[56]ベアーは，こうした観点から従来の説をくつがえし，本来の教習作業場の発生を，19世紀末とし，1908年のDATSCH設立までを，教習作業場の「パイオニアの段階」，それ以降を「拡張の段階」とし[57]，機械工業を中心とする工業経営での教習作業場の発展を分析している。こうして，1910年前後には最も進んだ工業職業訓練の類型として教習作業場は，工場学校と並んで安定した地位を占めるまでに至っていた。

(2) 社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論

社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論議は，1906年のマイハイム党大会をはさむ1900年代に集中している。ここでは，筆者の知り得たかぎりでの以下の論稿を中心に分析していく。年代順にあげていくと，

① Gustav Hoch: Zur Lehrlingsfrage. (in; Die Neue Zeit. Wochenschrift der Deutschen Sozialdemokratie. Jg. 22. 1903-1904) 1903

② Julius Deutsch: Die Lehrlingsbewegung in Oesterreich. (in; Sozialistische Monatshefte. VII (IX) Jg. 1903. Bd. 1) 1903

③ Julius Deutsch: Der Kampf gegen die Lehrlingszüchterei. (in; Sozialistische Monatshefte. 1904 Bd. 2) 1904

④ Stephan Heise: Lehrlingsfrage und Gewerkschaften. (in; Sozialistische Monatshefte. 1905 Bd. 2) 1905

⑤ Ludwig Quessel: Meisterlehre oder Lehrwerkstätten？(in; Sozialistische Monatshefte. 1907 Bd. 2) 1907

⑥ Robert Danneberg: Staatslehrwerkstätten. Wien 1907

⑦ Robert Danneberg: Staatslehrwerkstätten？(in; Sozialistische Monatshefte. 1908 Bd. 1) 1908

⑧ Julius Bruhns: Die Fortbildungsschule im Kommunalprogramm der preussischen Sozialdemokratie. (in; Sozialistische Monatshefte. 1909 H. 26) 1909

⑨ Julius Bruhns: Das Fortbildungsschulwesen. Berlin 1910

の９つの論稿である。(以下でここにあげたものから引用する場合はこの番号で示す。)

a) ホッホ，ドイチュ，ハイゼの徒弟制度批判と教習作業場論

すでに２の(2)で述べたように，この時期の労働組合は一般的に徒弟・青少年問題およびその職業訓練に対しては関心は低かった。そうした中で，手工業徒弟制度の荒廃とそこでの青少年の状態に対する社会民主党・労働組合の注目を喚起したものが①②③である。

ホッホは次のように述べる。機械制生産の発展の結果，大量の不熟練青少年労働者が生み出されているのと同時に，手工業徒弟制度も「あるべき状態になく」(①S. 18) また，工場でも十分な訓練は行われていない (①S. 20)。つまり，青少年はどこでも十分な職業訓練を受けていないという状況にある。しかし，「全ての労働者に」「今日の経済状況に応じた訓練」つまり「包括的，全般的な手と頭の陶冶」(①S. 20) を行うためには，現在のシステムでは不可能である。そこで，補習学校の権限を強化し，徒弟の従業の規制や，授業時間の増加と昼間の実施を図り，さらに実践部分においても補習学校の中に教習作業場を設けてマイスターレーレを補うことが必要だとしている。ホッホは，「社会全体が，手工業・工業経営における徒弟の訓練を統制し，欠けているものを公的な施設での教育によって補完する義務を負っている」(①S. 20) として，青少年の職業訓練問題を公

的な課題として認識し，それを補習学校内の教習作業場に委ねようとした。ここでは，まだ国立教習作業場はふれられておらず，教習作業場はケルシェンシュタイナー流の学校内の施設として構想されている。

これに対し，国立教習作業場を論じたドイチュの論文は大きな反響を呼び起こした[58]。②はオーストリア青少年労働者全国同盟（Reichsverband der jugendlicher Arbeiter Oesterreich）の依頼で書かれたものである[59]。ドイチュは，今日徒弟は「女中，子守り，下男，使い走り」（②S. 222）などあらゆる雑用に使われており，マイスターレーレが今日の要求にもはや応えられなくなっているとする。そこで彼は，「われわれはマイスターレーレに代えて何を置くべきか，そして徒弟の地位の改善の闘争をいかに進めるべきか」（②S. 224）という課題を据える。ドイチュは，労働組合グループでよく主張される国立教習作業場をマイスターレーレの代わりにおくことに同意するが，それは「近い将来には達成できないユートピア」（②S. 224）であるとする。それは，「徒弟を小経営から奪うことが，それに致命的な打撃を与える」というだけでなく，「現在，広範な人々の間で，あえて小経営をこのような方法で拒否するまでに政治状況が発展しているとはとても言えない」（②S. 224）からである。周知のようにマイスターレーレは保守的な手工業者を政治的に温存するという政策から，意図的に延命させられてきた経過がある。この点で，ドイチュの判断は正確であった。そこで，「問題なのはそこに達するまでに取る手段と道なのであり，それはなお相当長期間続くであろう」（②S. 224）。それゆえ現在，緊急に求められる徒弟と青少年労働者の保護のための要求運動の発展が求められるとする。ドイチュは，この点で「にもかかわらず，今日なお多くの労働組合幹部や党員自身が青少年の連盟に反感をもっている」（②S. 226）状況を批判している。この点では，オーストリアの方がドイツよりも進んでおり，そこでは中心的な工業の労働組合に青少年労働者組織があること，オーストリア社会民主党は党大会で，青少年労働者組織の支持を決定していることを指摘している。さて，次にドイチュは③で労働運動の徒弟制度に対する取り組みについて論じている。ここで彼は，労働組合が今日もなお「徒弟問題に対して殆ど全くといっていいほど基本方針を持っていない」（③S. 984）としながらも，その「最もポピュラーな手段」（③S. 224）である徒弟過剰雇用（Lehrlingszüchterei）に対する反対運動をとりあげている。彼は，徒弟過剰雇用反対闘争の手段としての徒弟スカラーの制定を批判しているが，こうした意見は彼自身も述べているように「異端」であった。彼は，多くのところで，特に工業において徒弟制度の意義は低下しているのに，多くの労働組合が徒弟制度を維持させようとするのは，「教育的な理由ではなくて，むしろ物質的な理由が決定的なのだ」（③S. 985）という。つまり労働市場での競争を減らすためにできるだけ新参者を遮断しようとするからだという。しかしこれによっていったい何が達成されるのかとドイチュは問う。確かに短期間には一定の改善が，他の労働者の犠牲の上になされるように見える。しかし結局は，徒弟の代わりに，青少年補助労働者が入れられるか，あるいは締め出された徒弟希望者が他の職業に押しかけ，そこでまた矛盾を引き起こし，その結果全体として労働の価格が下落するだけではないのかという。社会民主主義的労働組合は，このような「他の階級同志

の犠牲によるまさに近視眼的なツンフト的政策」（③S. 987）を取るべきでない。「労働者は，団結を保ってのみ，その大きな目標を達成しうる。」（③S. 987）自由労働組合の取るべき道は，「徒弟労働と闘うことではなく，相応の法によって全ての青少年労働を保護する」（③S. 985）ことによって，彼等の搾取を防ぐことである。というのも，「徒弟を助け，同時に労働者と若い労働力の競合を防ぐ唯一の手段は，徒弟の労働ないし，全ての若者の労働の減少化ではなく，高価化しかない」（③S. 987）（下線部ドイチュ）からである。ドイチュは，以前，労働組合は婦人労働を恐れたが，今その保護を求めて闘っていることを想い浮かべるべきだという。ここには，明確にドイツにおける労働運動の徒弟制度・職業訓練に対する政策の質的転換の提言がみて取れる。すなわち，多分に「ツンフト的」な残滓を含んだ入職規制という形での「自生的な」方策から，労働者階級の全体的利益を考慮した，より階級的自覚的な政策への発展が示されている。

ハイゼもこの点では，ドイチュと同じ立場に立っている。彼は，労働組合はしばしば「徒弟数についての規定を協約にいれることによって，徒弟の搾取を制限しようとしているが」（④S. 610），このようなやり方は，近代的な労働運動ではなく，「古いツンフトのやり方」（④S. 610）であり，現代の労働組合の取るべき道ではないとする。それでは徒弟の訓練をどうするかについて，ハイゼも，労働組合が雇い主の徒弟に対する職業訓練の義務を実効化するように営業条例を変えるように努力する必要を述べるとともに，将来的には国立教習作業場の設置を構想している。そして，将来の国立教習作業場に至るまでにも，労働組合は自ら教習作業場を設けて「道を打開する先頭を切る」（④S. 610）という課題を出している。このいわば労働組合立教習作業場案の意義について，ハイゼは次のように説明する。まず第１に，賃金－労働条件の改善のための闘争において労働組合が強力な発言権を確保しようとするならば，労働組合は「最も有能な労働者をその旗の回りに結集していなければならない」（④S. 611）。しかし現在，有能な労働者はしばしば労働組合に加入していない。それゆえ，労働組合が教習作業場を設け，そこで後進を訓練することは労働組合に大きな利益をもたらす。第２に，この労働組合教習作業場で労働組合教育を行いうるというメリットがあるという。この労働組合立教習作業場論は，当時「何の反響も呼ばなかった」（⑨S. 25）というが，これは当時の労働運動の徒弟制度・職業に対する態度からしてもとうてい実現不可能な構想であった。

b）マイスターレーレと国立教習作業場：クヴェッセルとブルーンス

1906年，社会民主党は党大会で初めて全面的に教育政策を論じるべく，その準備として，党執行部はシュルツとツェトキンに報告を依頼した。それが有名な「国民教育と社会民主主義」である。本稿のテーマに関するかぎりでその内容をみると，具体的要求として，第５項目として満18才までの専門学校・実業補習学校への就学義務があげられ，続いて第６項目として「全ての学校へ労働教授を導入すること。教習作業場の設置。芸術教育の促進。」[60]が挙げられている。

さて，クヴェッセルは，この大会におけるシュルツの報告に疑問を呈する。シュルツは職業訓練

について次のように述べている。「専門的訓練についてはどうであろうか。それは資本主義生産過程にとって必要であろうか。部分的にのみ必要である。勿論現代の大経営の技術的達成能力のもとで，労働者が優秀さを発揮しなければならない一連の社会的な職業がある。しかしそれは，圧倒的多数に対して比較的わずかの（！）労働者だけの問題であり，それは部分的には労働者であっても本来的にはもはや労働者ではない。－中略－機械的な単調な工場での活動には，彼等（文盲のポーランド人，ロシア人，ガリチア人）は，数時間，数日，数週間で十分慣れるので，彼等は配置されたところで，訓練されたドイツの労働者と同じ程の剰余価値を工場主に生み出す。」（⑤S. 862）（下線はクヴェッセル）このシュルツの認識は，２の(2)で述べた「脱熟練化」論である。

クヴェッセルは，これに対し「資本主義経営者がたえず，熟練労働の領域をできるだけ制限しようとしているにしても，資本主義経営が不熟練労働のみを必要としているとか，従って工業特有の教育が労働者にほとんど不必要だとか仮定することは全く誤りである」（⑤S. 863）と批判する。クヴェッセルは，これを1895年の職業統計の結果から熟練労働者が全体の2/3を占めていること，労働者がなお，「不熟練労働者は熟練労働者よりもずっと困難な生存闘争を行わなければならないこと」（⑤S. 862）を日々の生活の中で実感しているという事実を示すことによって証明している。彼は今日，単なる手先の器用さだけでなく，適応力や自己統制といった精神的な資質を要求する新しい熟練が要求されるとしている。（⑤S. 864）ブルーンスも「技術そのものは，むしろますます知性と一定の技術的能力を要求している」と捉えている。（⑧S. 1699）

しかし，当時のマイスターレーレが工業の熟練労働力のプールになってはいても，マイスターレーレはもはや，質的にも量的にも近代工業の要求を満たし得ず，工業家の不満が高まっているとクヴェッセルは述べる。それでは，こうした新たな熟練はどのように形成すればよいのか。クヴェッセルもその方法として教習作業場を挙げているが，シュルツの報告では教習作業場の要求はほとんど説明されていないと批判する。そこで，クヴェッセルは，教習作業場論の最も本質的な問題は，「設立さるべき教習作業場は，マイスターレーレを補完するだけなのか，あるいはそれにとって変わるのか」（⑤S. 864）という問題だと指摘し，この問題の解明こそが報告でふれられるべきであったという。この問題は，確かにそれまでの社会民主党・労働組合陣営での教習作業場論において明確にされてこなった点で，国立教習作業場の政策化にとっては避けて通れない重要問題であった。この問題をはっきりと定立した点で，クヴェッセルの貢献は大きいと言える。上に示した「国民教育と社会民主主義」の第６項での教習作業場の要求も，その文脈では学校内での施設として考えられているようであり，国立教習作業場構想との関連もあいまいなままである。

クヴェッセルは，この問題に対してもし教習作業場がマイスターレーレを補完するだけのものであるならば，それは資本主義の立場からもある程度受け入れられるであろうという。その例として，モデル教習作業場によるマイスターレーレの改善を述べた，当時のプロイセン商工大臣メラーの演説を紹介している。この発想は，ケルシェンシュタイナーの案，国鉄の教習作業場などですでに馴染みあるものである。問題は，教習作業場が完全にマイスターレーレにとって変わる場合である。

この場合は，「マイスターレーレの法律による禁止」（⑤S. 864）という措置を必要とする。これは「今日，競争の激流の中で無制限の徒弟の搾取という救命胴衣によって辛うじて浮かんでいる多くの寄生的な小経営の没落を招くであろう。」（⑤S. 867）従ってこれは，当然手工業者の猛烈な反対を呼び起こし，政府の社会政策の根幹を揺るがす大問題となるであろう。さらに，こうした困難な政治的事情という難点のほかに，国立ないし公立の教習作業場を設ける場合の経費問題がある。14才から17才の男子人口約150万人の訓練のための経費は膨大なものになり，「このような計画が実現の見通しを持たないことは容易に洞察できる。」（⑤S. 866）しかし，「今日労働者の全体の2/3がすでに，その手工業・工業の訓練の経費を自己負担しており」（⑤S. 866）当面は残りの1/3の者の経費のみを負担すればよいと考えると，これは何とか調達できるのではないかクヴェッセルはいう。

以上，クヴェッセルはマンハイム党大会での「教習作業場の設立」という決議内容について，その問題の本質が，教習作業場のマイスターレーレとの関係如何にあることを明らかにし，「いずれにせよ，社会民主党が本来意図するものをはっきり述べることが必要である」（⑤S. 868）と正しく今後の運動の課題を指摘したのである。

この点について，その後ブルーンスは一つの方向を打ち出している。すでに述べたようにホッホは，補習学校の一部として教習作業場を設けてマイスターレーレを補完する必要を説いた。これは，ケルシェンシュタイナーの構想と基本的に一致するものである。当時の社会民主党・自由労働組合のケルシェンシュタイナーに対する評価がほとんどない状況で，一部にはそれを評価する傾向もあった。ブルーンスもケルシェンシュタイナーによるミュンヒェンの補習学校改革に注目している（⑧S. 1700）。しかし，彼はケルシェンシュタイナーの教習作業場は，マイスターレーレの補完であって，それは「せいぜい状況を一定期間緩和できるだけ」（⑨S. 24）で，決して，徒弟制度の欠陥を除去できないとする。国立ないし公立の教習作業場によるマイスターレーレの完全な除去のみが問題を解決するのである。ブルーンスは，補習学校に設けられる教習作業場を「徒弟制度の完全な改造の先駆け」（⑨S. 24）と考えている。従来明確にされてこなかった，補習学校との関係で教習作業場を位置づけ，その教習作業場をマイスターレーレの全面廃止と結びつけている点で，ブルーンスの見解は，グヴェッセルの出した問題に一つの回答を出したものといえよう。

c）1907年シュトゥットガルト第1回社会主義青少年組織国際会議における論議

2の(3)で述べたように，今世紀初頭には社会主義的な青少年組織が活発な活動を始めていたが，すでに述べた「ベルリン徒弟・青少年労働者連盟」の機関誌『働く青少年』（Arbeitende Jugend）でもしばしば国立教習作業場に関する記事が掲載されていた。徒弟制度の具体的な改革プログラムは，b）で述べた1903年のドイチュの論文が最初であったとされるが[61]，この連盟もいち早くこれに注目し，『働く青少年』でも取り挙げられている。そこでは，青少年組織の政治活動を禁じている政府の目を欺くために[62]，ケルシェンシュタイナーや，すでにふれた徒弟制度改革の一方法として教習作業場を示した当時のプロイセン商工大臣メラーの演説を援用して，その「社会民主主義臭

さ」を薄めた上で，ドイチュの国立教習作業論が紹介されたという[63]。その後，誌上や集会では国立教習作業場をめぐってさまざまな意見が展開された。例えば，ゲルラッハは，ドイチュに対して，国立教習作業場などというユートピアを示すことによって，手工業における訓練の弊害の除去に集中するという本来の任務があいまいになるのではないか，あるいは国立という施設の性格から「小学校や兵舎」と同じような教化が行われる恐れはないか，青少年のことなる学習テンポを考慮したものになりうるか，そしてそれは青少年を成人労働者から隔離して，社会民主主義や労働組合の影響力を弱めるものにならないか，などの疑問，批判を示している[64]。一方，国立教習作業場ユートピア論に対し賛成論からは，「一般学校制度と同じく国は，それが国家の競争力の確保が関係者の中で必要と見なされた場合には，資本主義のもとでも国立教習作業場の設立の可能性は原理的に排除できない」という反論がなされた[65]。国に対する不信は，国立教習作業場擁護論者にも考慮され，国の代わりに協会（Gesellscahft）や，社団法人が設立運営するといった組織形態も考案されたという[66]。

このように，すでに青少年組織においてはかなり広汎に国立教習作業場に関する議論が広まっていた。こうした状況のもとで開かれたこの国際会議でも，国立教習作業場について論議された。会議では，ハンガリー代表のアルパリ（Alpari, J.）が青少年労働者の経済闘争に関する報告の中で，国立教習作業場についてふれている。彼は，報告の中で国立教習作業場を，青少年を労働者階級から隔離する「ツンフトじみた」組織と特徴づけた[67]。しかし，大会では明らかに意見の違いがあり，国立教習作業場に対する統一的な見解を出せず，「この問題を決議の対象にするには十分に解明されていない」と議事録に記録されている[68]。シュメルツァーは，この会議が，青少年の職業訓練要求を正面から取り上げ，従来の労働組合指導部の青少年の職業訓練に対する誤った認識を決定的に退けた点で極めて高く評価している[69]。しかし一方で，この会議が，当時の職業訓練問題を解明する上で不可欠である「コンツェルン企業の教習作業場と工場学校の分析を含んでいないこと」に，その理論的な水準の限界を見ている[70]。

しかし，急激に進展するこの時期の，工業を中心とする職業訓練体制の再編に対して社会民主党も労働組合も，正確な分析をしていないこの時期において，むしろ青少年組織自身がそれに先駆けて対応を模索していたというのが実態であって，この意味で，本国際会議が国立教習作業場に対して明確な結論を出せなかったのは当然のことであろう。

d）ダンネベルクの国立教習作業場論

この時期の社会民主党・労働組合の徒弟制度・職業訓練の取り組みに対して最も大きな影響を及ぼしたのはダンネベルクの国立教習作業場論である。

オーストリア青少年労働者連合（Verband der jugendlichen Arbeiter Oesterreichs）の依頼にもとずいて，1907年にウィーンで出版された⑥は，大きな反響を呼び，「ドイツにおけるプロレタリアの職業教育要求の練り上げに大きな影響を及ぼした」[71]。それは，量的にも質的にもこれまで紹介

してきた各論者の議論を凌駕し，そこで出されている全ての論点を含み，かつそれに対する整合性をもった回答を示している。さらに，注目すべきは，これがそれまでの議論に決定的に弱かった教育学的な視点を明確に含んでいる点である。すなわち，「職業訓練の民主主義的，そしてその後の社会主義的な改造の際に，どのような教育的原則が用いられねばならないか」[71]が示されているのである。以下，⑥を中心に詳しく見ていこう。（⑦は⑥を簡略にして雑誌に載せたもので，必要に応じて⑥を補う形でふれる）

ダンネベルクは，まず第1章において，徒弟制度の現状と本質について分析する。彼は，機械制工場生産の発展によって熟練労働が不必要になるのではなく，むしろ「将来機械制企業において，まさに熟練労働は決定的な意味を持つようになる」「それゆえ熟練労働者の養成は工業にとって常に極めて重要になるだろう」（⑥S. 9）と述べている。ダンネベルクも，このように脱熟練化論の立場は取っていない。また，手工業の行方についても，それが傾向的に没落していくという「社会主義の経済発展の見解は正しいが，手工業の寿命がもうわずかだとは言えない」（⑥S. 9）と述べ，職業統計に基づいて手工業小企業が占める比重の大きさを指摘する。この点でも，ダンネベルクは手工業一路没落論に組みしていない。また，同じ統計から徒弟養成に占めるその重要性を指摘し，ここでは「工場レーレは，マイスターレーレととても比肩できない」（⑥S. 10）とする。これらの点で，ダンネベルクは，当時の状況を正確に把握していると考えてよいであろう。また，多くの論者と同じく彼も，マイスターレーレの本質が今や徒弟の搾取による手工業小経営の延命手段と化している事実を指摘している。

次に第2章では職業訓練の改革について，レーレの存続とその除去の2つの場合に分けて検討を加えている。前者の場合は，基本的にマイスターレーレの維持を前提にしてその改善，補完を図るさまざまな方策が俎上にのせられる。バーデンで行われている国家補助金によるマイスター作業場や，徒弟の作品展示会や営業条例に基づく職人試験の拡充，あるいはポリッツァーの提唱する複数の親方による総合的な徒弟訓練，補完教習作業場などのマイスターレーレ改善案を一つ一つ取り上げ批判していく。それぞれの詳しい分析はここでは紹介しないが，いずれも今日のマイスターレーレの根本的問題にふれておらず，従って抜本的な解決にならないという結論を引き出している。ただ，補完教習作業場については他のものと若干評価を異にしている。すなわち，その有力な主張者であるシェーベンの論に注目し，補完教習作業場の教授学上の進歩性などに注目する。そしてダンネベルクは，全体として次のように評価している。すなわち，「それを，全般的に設立することは，未だ可能な唯一の，マイスターレーレの有効な改革であり，その弊害の一部を除くであろう。しかしこれもまた，徒弟が単に生徒であるのみならず，何の保護も受けていない労働者でもあるという根本問題にはふれていない。このことはまさにレーレの本質から生じ，レーレそのものとともにはじめてなくなるであろう。しかし，補完教習作業場は，マイスターレーレから国立教習作業場へと至る途上での第一歩である。」（⑥S. 22）ここには，ダンネベルクの国立教習作業場論が徒弟という身分そのものの廃止と密接に結びついていることが示されている。

また，工業での職業訓練については，近年教習作業場が増えてきており，外国やプロイセン国鉄における実績がその有効性を証明していると指摘する。そして工業において今後教習作業場が増えるかどうかは，「教習作業場で養成された労働者が，今日の方法（工場での単なるOJTによる非組織的訓練－筆者）で養成された，あるいは小親方の仕事場から来た者よりも多くの利益をもたらすかどうか」（⑥S. 24）いう経営者の合理的な計算にかかっており，手工業のような「徒弟制度問題が政治問題になる」（⑥S. 24）状況はないので，恐らく今後ますます増加するだろうとダンネベルクは予測している。そして，この傾向は全体として望ましいものと彼は判断している。すなわち，「国によって義務制の教習作業場が設置される前に，工場教習作業場は，単に熟練した工場労働者を養成する方法であるのみならず，小経営から徒弟を引き抜き，徒弟の過剰雇用と闘う手段ともなる」（⑥S. 25）というのである。

つぎに，レーレそのものを除去する改革へ移っていく。レーレの存続を前提とした上での教習作業場は「補完教習作業場ないし継続教育教習作業場」であるのに対し，レーレそれ自身の代替としてのそれは「訓練教習作業場」と名付けられる。（⑥S. 25）そして，マイスターレーレを廃止して教習作業場によって職業訓練を行うという考え自体は30年前からあったとして，ビューヒャーらの論を挙げている。それらの議論を敷衍するかたちで，ダンネベルクはレーレと教習作業場の基本的な違いを，前者が商品生産の只中で行われ，訓練が「偶然に依存しており」「本来の教授があるのではなく，さまざまな操作の指示があるのみである」（⑥S. 26）のに対し，後者は「ただ教授のためにのみ存在している」ので教授学の原則に則って組織的な教授が可能であるという点にみている。（⑥S. 26）その他，仕事全体を教えることができること，損失や失敗を恐れず難しい仕事をさせうること，材料についての知識や簿記などの営業に関する教授などの利点も示している。つまり，「教習作業場は最良のマイスターレーレができないもの，あるいは極めて稀な場合しか与えることのできないものを達成しうる」（⑥S. 29）のである。

さて，以上を踏まえてダンネベルクはすでにこれまで提出されてきていた国立教習作業場についての様々な疑問や批判に答えていく。それらは，大別して，第1にそもそもマイスターレーレを廃止して国立教習作業場を全般的に設置するというようなことは可能なのか，それはユートピアではないのか，あるいはそもそも必要なのかという疑問であり，第2に構想自体を認めるにしても，実際にそれを運営していく上での財政問題に関してであり，最後にそこで青少年は宗教教育やショービニズムにさらされないかという懸念である。

まず，第1の点についてダンネベルクの見解を見てみよう。ダンネベルクは国立教習作業場は「極めて長期の闘争の後に初めて勝ち取れるので，その間に小経営全体が没落してしまい，その時には教習作業場は余分なものとなるだろう」（⑥S. 32）という見解や，「資本主義は将来，少数の熟練労働者しか必要としない」（⑥S. 32）という教習作業場不要論に対しては，先に述べたように手工業がそう簡単に消滅しないこと，資本主義は新たな熟練を必要としているという立場に立っている。また，義務制の国立教習作業場を国が作るとは考えられないという批判に対しては，次のよ

うに反論する。「資本主義は熟練労働者をたえず必要としている」が，「今日，この労働力の養成を行っている小経営が，もはやこの課題を満たせないことは，一般に承認される事実である。」(⑥S. 32) こうした状態を資本主義の利益代表たる国家は放置できず，何らかの対策を取らねばならない。一方，労働者政党の立法努力による徒弟保護の強化は，手工業者の徒弟保持への関心を低下させるであろう。この両者の要因が相まって，国が徒弟養成に積極的に関与する時が一旦くれば，「大規模な国立教習作業場設立の最初の一撃は与えられる。」(⑥S. 33) こうして，ダンネベルクは，国立教習作業場は決してユートピアではなく，歴史的必然であることを強調する。国立教習作業場ユートピア論に対する興味ある反論としてダンネベルクは，オーストリアの一労働者の次の意見を引用している。「国立教習作業場はユートピアだと考えている同志がいる。しかし，成人労働者が軍国主義の名誉のために3年間国によって養われていることがユートピアでないように，国が徒弟を有能な労働者に成長するまで，従ってずっと短期間養うことも決してユートピアではない」。(⑥S. 51)

次に，第2の実施上の諸問題についてであるが，まず財政問題についての彼の考えを見てみよう。この点については，例えばb）で述べたクヴェッセルなどが問題点と指摘していた。国は国立教習作業場を運営するだけの資金をもっているであろうか，という疑問に対し，彼は今日国がどのような教育資金を支出しているかを指摘する。大学やギムナジウムに対する支出については誰も文句を言わないではないか。それでは何故，プロレタリア青少年のための国立教習作業場に支出してはならないのか。ましてそれが，有能な労働力を生み出すことによって競争力をもった工業国に貢献するという事実を考えた場合どうなのかという。ここには国立教習作業場を，教育制度の一貫として組み入れるという構想が示されている。「義務制の民衆学校が一連の一般教育制度の最後に整備されたように，義務制の教習作業場が最後になるだろう」(⑥S. 35) という。ただし，ダンネベルクは必ずしも，国のみが負担すべきかどうかはこだわらない。例えば自治体が関与しても，それは「問題の本質に全く係わらない，一つの財政＝行政問題にすぎない。」(⑥S. 34) という。

最後に，国立教習作業場での教化に対する懸念についてである。すでに明らかにされているように，1890年代から第1次大戦までの補習学校の発展は，「プロレタリア青少年に対する規律訓練施設」の充実という観点からなされたものであり，[72]補習学校は「国家のうちにある敵－社会民主党－を鍛え直し，統合する制度」[73]と考えられていた。また，言うまでもなく民衆学校や，何よりも軍隊が強大な教化機関としてすでに存在している。しかし，「実生活はますます労働者を社会民主主義者にしている」(⑥S. 31)。それゆえ，こうした懸念は国立教習作業場システム全体を放棄する理由にならないというのが，ダンネベルクの回答である。

以上のように，国立教習作業場をめぐってそれまで出されていた理論上のいくつかの問題を整理した上で，ダンネベルクは外国における教習作業場の例を紹介する。彼は，ベルギー，イタリア，スイス，フランスの例を上げているが，とりわけフランスを最も進んだ国としている。

その上で，ダンネベルクは社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場に対する方針についてさ

らに詳しく展開していく。まず，彼はこれまで社会民主党・自由労働組合が取ってきた徒弟制度問題に対する対応を振り返り，徒弟過剰雇用に対する徒弟スカラーという対抗策について批判を加える。徒弟スカラーの正当化には一般に，「二重の目的」（⑥S. 44），即ち入職者を制限して労働者相互の競争を防ぐという経済的・運動論的目的と，少数の徒弟に十分な訓練を与えるという教育的目的が挙げられ。このうち，前者に関する問題性の指摘は，すでにａ）で紹介したドイチュの徒弟スカラー批判と基本的に同じであるが，さらにダンネベルクは後者に重点を置いて問題点を剔出している点に特徴がある。

前者については，繰り返さないが，ある業種への労働者の入職を制限することによって「ある労働者層が他の労働者層の犠牲の上により良い生活を得，プロレタリアの賃金闘争に重要な要因たる団結が壊されるような」（⑥S. 47）「ツンフト時代を思わせる」（⑥S. 46）方法は，「社会主義の根本原則に真っ向から矛盾する方法」（⑥S. 46）であり，「決して労働組合政策の一般的基本原理になりえない」（⑥S. 47）と手厳しく批判している。そして，ドイチュが指摘しなかった後者について，彼は，徒弟の数を制限すれば本当に十分な訓練ができるのかという疑問を呈している。彼は，レーレという方法を取る以上，いくら数を制限しても，決して十分な訓練はできないという。「レーレが一般に（訓練において―筆者）極めて悪い結果をもたらしているということは，徒弟過剰雇用の結果ではなく，あるいはそれのみの結果ではない」（⑥S. 44）という。問題の本質は，レーレに内在する訓練方法そのものにある。すなわち，すでに述べたレーレにおける商品生産の場での訓練に必然的に付随する，教授の偶然性，非体系性，および生産の特化から来る訓練対象の限定という，レーレの最大の欠点は，「徒弟スカラーの導入によっても，そのまま残り決して除去され得ない」（⑥S. 44）のである。以上の理由から，ダンネベルクは，社会民主党・自由労働組合の要求は，「徒弟スカラーではなくて，レーレの廃止と国による訓練」（下線ダンネベルク）でなければならないとする。

この方向で，社会民主党はどのような努力をしてきたか。これについて，彼はスイス，フランス，ドイツ，オーストリアの社会民主党の活動を概観する。スイスでは，社会民主党は1904年のチューリヒ党大会で「親方のもとでの職業レーレの代替としての，教習作業場と専門学校での職業訓練の導入」という項目が，その綱領に入れられていること，フランスでも1880年代の党綱領で掲げられていることなどが紹介されている。ドイツではエアフルト綱領では，国立教習作業場も徒弟保護も見いだせないのに対し，オーストリアでは，1901年のウィーン党大会で「弱い改革によっては過度の徒弟の不幸を決して終わらせえないが故に，党大会は徒弟制度の廃止と，有能な実業後継者の養成のために，国立教習作業場の設置を要求する。国は単に，この施設の設立と維持のためのみならず，受け入れた生徒の適切な世話にも配慮しなければならない」（⑥S. 50）という決議を挙げていることを示している。また，1890年代の初めに労働組合がマイスターレーレの廃止に賛成していたこと（⑦S. 438），青少年組織が活発に国立教習作業場の要求の実現に向けて活動していることが紹介されている。（⑥S. 53）

そして最後に，第3章で「社会主義社会における教育」というタイトルで，未来の教育を描いている。「階級の差異も，それゆえまた階級の利害もない」社会主義社会での，職業訓練がどのように行われるのかは，「今日のように搾取者の利潤への関心や，反動的な政治戦術が決定的なのではなく，唯一教育的なモメントそのもののみが決定的となる」（⑥S. 55）とする。

以上が，ダンネベルクの国立教習作業場の概要であるが，彼の立論の優れている点は，彼が徒弟制度の改革を2つの側面から全面的に捉えている点である。彼は言う。「徒弟制度の改革は2つの側面から考えられる。労働者としての徒弟，あるいは生徒としての徒弟の側面からだ。第1の種類の改革は，徒弟保護の名で大低まとめられる。これは極めて重要であるが，それは徒弟が生徒であるかぎり，彼に役立たないか，あるいはごく間接的に役立つのみである。」（⑦S. 436）しかし，もう一方の，「生徒としての徒弟」に役立つ改革，即ち「教授方法と教授内容を変える」「教授改革」（⑦S. 436）が，これまで軽視されてきたが，両者を二つながら視野にいれてはじめて真の徒弟制度改革になると。ここに，社会民主党・自由労働組合のそれまでの，徒弟保護を中心とする経済的・運動論的な徒弟制度改革戦略を一歩すすめて，教育論的な観点を加え全面的な職業訓練政策の展望にまで発展させたというダンネベルクの功績が端的に示されている。

4．国立教習作業場の評価とその後の展開

以上，世紀転換期の社会民主党・自由労働組合の徒弟制度・職業訓練をめぐる理論状況を見てきたが，やはり，ダンネベルクの議論は，その体系性と精緻さの点で，戦前の社会民主党・自由労働組合陣営の職業訓練論の理論水準の一つの到達点であったと思われる。しかし，その後の経過から見て，この期の議論にはいくつかの問題点が含まれていた。

まず第一に，当時急速に進んでいた工業徒弟制の分析が十分なされていないことである。シュメルツァーは，ダンネベルクの著作の「職業訓練についての有益なデータと，的を射たマルクス主義的な評価」を高く評価する一方で，その理論的欠陥として，「小経営生産領域への固執と，そこから生じる工業的生産の原理的な教育上のポテンシャルの軽視」「1870年代以来形成されつつあった独占企業が発展させた職業教育施設の無視」，「『搾取から自由な』国立教習作業場を資本主義関係のもとでも勝ち取りうるという可能性と，帝国主義的国家についての一定の幻想」[74]の3点を挙げている。最後の点については，この評価が正しいか否かはさらに詳しい検討が必要であると思われるが，はじめの2点については筆者も基本的に同意する。第一点と第二点は関連している。最初の点については，そもそも社会民主党・自由労働組合の運動の手工業徒弟制度における徒弟の保護から生じたこと，その時代の運動のにない手の多くが自ら手工業徒弟出身者か，現に徒弟であったこと，あるいは，各論者もこもごも強調しているような，ドイツ・オーストリアにおける熟練労働者の養成に占めるマイスターレーレの無視しえない地位などが大きく影響していることから由来するのであろうが，このことが同時に第2の工業徒弟制の評価の不十分性に係わってくる。ダンネベル

クに限らず，一般にこの時期の論者の工業の職業訓練に対する評価は不十分である。例えば，グレンペは，「限られた部分労働の習得」という問題はあるものの，全体として工業における徒弟は雑務を強いられることもなく，体罰などのひどい扱いもなく，また技術的にも有能な工場マイスターに十分指導され，「近代大工業は，合目的的な徒弟養成に必要とされる全ての課題を満たせる状況にあることは疑いない」[75]と，非常に積極的な評価を与えていた[76]。こうした評価は，確かに手工業徒弟制度と比較した場合，強く印象づけられるが，一方で工業における職業訓練戦略の分析がなおざりにされている。とりわけ，工業資本が，工場内教習作業場と工場学校による工業に独自な熟練労働者養成モデルを模索しつつあったこの時期に，それらの分析がほとんどなされなかったということは，社会民主党・自由労働組合の徒弟制度・職業訓練の将来展望に極めて大きな弱点を残すこととなった。この弱点は，ダンネベルクも免れていない。

第2の問題は，構想されている国立教習作業場と補習学校の関係である。ホッホは補習学校内に教習作業場を設けるという構想を出しているし，ブルーンスはそれを国立教習作業場への過渡的措置としているが，その後については述べていない。また，ダンネベルクは職業訓練における理論教授と実践教授の関連を述べる中で，「今日，補習学校のレアプランの一部も，（国立教習作業場へ―筆者）移さねばならないだろう」（⑥S. 28）と述べており，その場合補習学校に残される役割は何であり，国立教習作業場で行われる理論教授との関係はどうなるのかについては一切明らかにしていない。この点を明らかにするには，社会民主党・自由労働組合の学校制度全体の政策，さらには補習学校政策を分析する必要があろうが，少なくとも当時の補習学校が，理念上はともかく，職業専門教育についてほとんど見るべき役割を果たしていなかった状況を念頭におくべきであろう。[77]しかし，ともかくここに示した，いずれの論者の議論でも不明確である。社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論が，いわば，フランス型の学校形式による職業訓練といわゆるデュアル・システムの中間類型を模索するものであったとするならば，「中間」なるがゆえに補習学校と教習作業場の関係があいまいにならざるをえなかったとも考えられる。

最後に，その後の運動の経過に示された労働組合のデュアル・システムへの根強い執着と，そこから来る国立教習作業場要求の「建前化」ともいうべき状況についての，理論と現実のずれの問題である。周知のように，社会民主党・自由労働組合の予想を裏切って，マイスターレーレは職業訓練においてその後も支配的地位を保ち続けた。その理由についてはこれまでさまざまな分析がなされているが，近年特に強調されているのがその社会化機能である[78]。フィッシャーは，マイスターレーレの存続の理由を，手工業が労働諸徳性を与えるという点で実績をもっていたこと，「身分制度に刻印された組織としての手工業が，国家にとって一つのイデオロギー上の支えであった」[79]こと，工業がそれらを部分的に利用することによって利益を得たことなどに求めている。手工業を「民衆の教習作業場」として，民衆学校，軍隊と並んで民衆の国家統合の機関として位置づける戦略は，世紀転換期に，「青少年に職業的な知識技能を身につけさせるというよりは，彼等を政治的に方向づけ，社会民主党から隔離するという意図から作られた」[80]デュアル・システムとあいまっ

て，長くドイツの職業訓練に強い政治的性格を帯びさせてきた。

また，1890年の社会主義者鎮圧法の廃止まで活動を大きく阻害されていた労働組合が，職業訓練・徒弟制度にかかわりはじめたころには，「すでに徒弟制の手工業や工場における再編成は完成しつつあり」[81]「労働組合に徒弟制にかかわる余地を与えなかった」[81]という状況も一方であった。特に，工業においては世紀転換期が「職業訓練のプロセスと生産プロセスの分離」[82]という工業訓練の「離陸の時期」[82]にあたり，独自の熟練形成システムを完成させる時期にあたっていたことが，その後大きな影響を及ぼすことになる。

これらの諸要因から，社会民主党・労働組合運動は，マイスターレーレの廃止・国立教習作業場の設置という要求を次第にトーンダウンさせていく。その後の教習作業場に関する要求を見ていくと，1918年の社会主義青少年組織の要求には未だ国立教習作業場の設置が掲げられている[83]し，「われわれの究極の要求は，マイスターレーレ一般の廃止と，現代的な全ての高度に発達した技術の要求を満たす，教育的に訓練された人々を備えた教習作業場による代替である」[84]というものもあるが，全体として変化していく。

1919年の第10回ドイツ労働組合大会における「徒弟制度の規制に関するニュルンベルク決議」では，「はじめに」でも述べたように，「レーレの基礎は，将来においても一般にマイスターレーレであろう。それと並んで，それに適しているような職業には教習作業場を設ける努力をしなければならない。この教習作業場は，一般に，経営に直結してのみ行われる。というのも，実践を伴わない理論は極めて訓練可能性が乏しいからである」[85]とされ，マイスターレーレの継続を自明の前提とし，教習作業場は企業内のものを想定している[86]。大会では，教習作業場については，国立か公立かあるいは私企業立かで意見の違いがあったとされるが[87]，当時広範な広がりを見せていた，工業徒弟制の枠での企業立の教習作業場の存在を無視できない状況にあり，新たに国立教習作業場設置要求を対置するより，ニュルンベルク決議全体の基調である職業訓練の社会化の路線に基づく，企業の教習作業場の社会化を目指す方向が取られ，上記のような結論になったものと思われる。

その後，20年代に入り自由労働組合の青少年書記局を中心に，教習作業場問題が取り上げられていくが，激しくなった労使対立に対応すべく新たに設けられたドイツ技術労働訓練研究所（Dinta）によって，企業内教習作業場が急速に拡充され，そこでの水準の高い技術訓練が知られるようになる中で，要求もしだいに変化してくる。例えば，1922年の第2回ドイツ労働組合総同盟青少年大会では，工業の教習作業場における訓練の進歩性が評価され，「工業に教習作業場設置を義務づけ，場合によっては共同で教習作業場を作ること」[88]を要求しているし，1923年のドイツ労働組合総同盟全国委員会の「労働組合青少年行動網領」では，「教習作業場は比較的大きな私企業，国有・公有企業に作られる」[89]としている。しかし一方で，この企業内教習作業場が青少年を社会民主党と労働組合から隔離するという機能を果たしていることに対する懸念と批判も強まってきており，労働組合による教習作業場運営への発言権なり，参加要求がなされる。すなわち，ドイツ労働組合総同盟の態度は，「大企業における教習作業場設立には反対しない。逆に後進の専門訓練に対するそ

の利点を完全に認める」[90]が，そこでの徒弟の信条の形成（Gesinnungsformung）には断固反対するというものであった。つまり，クォリフィツィールングとゾツィアリズィールング（社会化）の分離を要求したのであった。フリッケは，「工業経営における技術労働訓練は，全く訓練課題であって，訓育課題ではない。」訓育の課題は「学校と家庭に留保されねばならない」[91]と述べている。しかし，デュアル・システムのエッセンスたる両者の結合の壁は厚く，結局この分離は果たせなかった。思うに，国立教習作業場の要求は，この分離を保証するための組織的構想であったのであるが，国立教習作業場の要求を下げて，企業内教習作業場設置を掲げた20年代の運動は，一面で現実的であると共に，職場での労使の力関係がすべてを決し，「経済の自治」という名で呼ばれる企業の職業訓練に対する強大な支配権の前に事実上，職業訓練に対して労働組合はなんら発言権を持たないという状況に陥るという危険性をはらむものであった。職業訓練法案の制定や労働協約による規制に力点がおかれた20年代の社会民主党・自由労働組合の職業訓練・徒弟制度に対する運動の評価はあらためて論じる必要があるが，ここでは国立教習作業場要求の変化が運動展望上にもった影響に限って指摘しておきたい。

5．おわりに

「はじめに」でも述べたように，戦前の社会民主党・自由労働組合の徒弟制度・職業訓練論の一つの到達点であった国立教習作業場論は，デュアル・システムが固まりつつあった時期におけるもう一つのデュアル・システムの類型の提示であった。すなわち，通例のデュアル・システムが私的企業でのOJT＋公立補習（職業）学校の組合わせであるのに対し，国立教習作業場論は公的な教習作業場＋公立補習（職業）学校という組合わせである。しかし，4でもふれたように，国立教習作業場論における教習作業場と補習（職業）学校の関係ははっきりしない。ある場合には両者を一体として教習作業場で理論教授も実践教授もともに行うようにとれる議論もあり，あくまで分けて捉えているものもある。前者の場合は，いわゆるフランス型の「学校形式」（schulmäßig）による職業訓練となるが，最後まではっきりしなかった。その後，デュアル・システムそのものにおいても，手工業徒弟制に向けてはケルシェンシュタイナーの補完的教習作業場の要素を合わせ持つ補習（職業）学校構想や，工業徒弟制においてDintaの企業内教習作業場＋工場学校というモデルが出されてくるに及んで，この不分明さは，国立教習作業場論の現実性に対する疑念に拍車をかけることとなった。

これに加えて，労働組合自身の労働現場での職業訓練への固執があったことを指摘しておかねばならない。ワイマール期に至っても，労働組合がいかになおマイスターレーレに固執していたかは，当時の自由労働組合青年部書記長で職業訓練問題に重要な役割を果たしていたマシュケが，マイスターレーレは，学校形式に近い公的な教習作業場が行い得ない，実際の経済労働に必要なものを教え得るという長所をもっていると言明していること[92]に端的に示される。第2次大戦後のドイツ労

働総同盟の職業教育政策を分析したハイマンによれば，1950年代末に至るまでドイツの労働組合は，「原理的には手工業の教育機能には反対しなかった」[93]し，デュアル・システムを自明の前提としていたという。職業訓練政策担当者は，「経営と結びついた職業訓練，それがわがドイツの職業訓練の形式であり，また，全くドイツ人のメンタリティーに相応したものである。経営と結び付いた職業訓練が，いいか悪いかというような問題は生じようがない」[94]と述べていたという。マイスターレーレの旧時代性を考慮した改革案の場合，例えば工業類型の職業訓練を考えた場合でも，「職業的な学習過程に対する最適の条件を作り出すことができるように思えた」[95]のは，企業の教習作業場であって，決して，企業外の教習作業場ではなかった。ここに，あらためて労働組合も含めてのドイツにおける，根強い学校形式による職業訓練にたいする不信の強さが感じられる。

さらに，「経済の自治」を掲げる手工業界，工業界，そして政府の職業訓練の「私事性」への固執，すなわち青少年の職業訓練を，一般学校制度と同じく，公的な課題とすることに対する根強い抵抗が，国立教習作業場への道を大きく阻んでいることも見逃すことができない。

こうした状況のもとで，デュアル・システムのオールタナティヴとしての国立教習作業場案は，社会民主党・自由労働組合の職業訓練・徒弟制度要求から後退していったのであるが，それが提起した以下の諸点は，なお今日も職業教育・訓練を考える上で根本的な問題として残されているのである。すなわち，一般に職業訓練には，職業的知能・技能を身につけさせる過程（クォリフィツィールング）と，価値観や行動規範を身につける過程（ゾツィアリズィールング）が含まれているが，前者の側面に関して言えば，とりわけ青少年のイニシャルな職業訓練の場合それが，体系性や系統性を保障する教授学的教育学的配慮のもとにあるか否かが重要であり，それを全ての青少年に保障する上で国立教習作業場はもはや考慮に値しないものであるのかどうかという問題である。これは，いわゆる職業訓練の学校化傾向という形で現在も議論されているところである。

後者，ゾツィアリズィールングに関しては，いわゆる職業訓練の公共性に係わる大きな問題である。ドイツでは特に70年代以降引き続き大きな論点となっている問題であり，少なくとも国立教習作業場が，私的経営による青少年の一方的なゾツィアリズィールングを防ぐ意図をもって構想されていたことは，今日もなお検討に値するのではなかろうか。

註

1) 拙稿「ワイマール期ドイツにおける職業訓練法案の研究」（『鹿児島大学教育学部紀要　教育科学編』第39巻，1987年）
2) 同上279頁
3) この点については，拙稿「西ドイツにおける職業教育・訓練の『二元体系』をめぐる最近の論調」（技術教育研究会編『技術教育研究』第26号，1985年５月）参照
4) これについては，Schwarze, B.: Das Lehrlingswesen der preußisch=hessischen Staatseisenbahnverwaltung. Berlin 1918, 近藤いずみ「ドイツにおける養成工制度=『新徒弟制度』成立過程について―プロイセン国有鉄道徒弟養成の先駆的意義―」（『京都大学教育学部紀要』第30巻1984年）
5) Scheven, P.: Die Lehrwerkstätte. Tübingen 1894

6) 手工業における伝統的な親方による徒弟教育
7) Bundesinstitut für Berufsbildung. (hrsg.): Berufsbildung und Industrie. Zur Herausbildung industrietypischer Lehrlingsausbildung. 1987
Kipp, M.: Die Gründerjahre der Berufsschule. Zur Errinnerung am Gustav Grüner, der am 7. Juni 1989 65 Jahre alt geworden wäre. (in: Zeitschrift für Berufs-und Wirtschaftspädagogik. 85 Bd. H. 4. 1989/6)
Ebert, R.: Zur Entstehung der Kategorie Facharbeiter als Problem der Erzihungswissenschaft. Bielefeld 1984
大塚忠『労使関係史論－ドイツ第2帝政期における対立的労使関係の諸相』関西大学出版部　1987年など．拙稿「ドイツ工場学校（Werkschule）の研究－1920年代までの発展過程とその実態－」（『日本の教育史学』第24集1981年）
8) Kunze, A.: Die Arbeiterjugend und die Entstehung der industriebetrieblichen Arbeiterausbildung. Fünf Schriften. Quellenschriften zur Arbeiterausbildung. Bd. 3. 1877-1944. 1981, S. IX.
Behr, M. v.: Die Entstehung der industriellen Lehrwerkstatt. Frankfurt a. M. 1981 S. 15.
Deutsche Forschungsgemeinschaft: Berufsforschung an den Hochschulen der Bundesrepublik Deutschland. Weinheim 1990, S. 89.
9) Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. Köln 1980～
10) Kunze, A. (hrsg.): Quellenschriften zur Arbeiterausbildung. Vaduz 1987
11) Bruhns, J.: Das Fortbildungsschulwesen. Berlin 1910, と Essig, O.: Die Berufsschule als Glied der Produktionsschule. Berlin 1921.
12) 寺田盛紀「ドイツにおける『営業の自由』と職業教育制度の性格—1869年北ドイツ連邦営業条例徒弟条項の成立過程に即して—」（『教育学研究』49巻4号1982年）
13) 寺田「ドイツ徒弟制度と熟練資格問題の展開—1897年営業令・工場マイスター条項の成立過程に即して—」（『近畿大学労働問題研究』第23号1986．7）
14) 寺田「ドイツ工業徒弟制と労使関係—1920年代労働組合の徒弟制度規制の展開に即して—」（『日本労働協会雑誌』1986．5）
15) 大塚　前掲書
16) 麻沼賢彦「ドイツにおける工業徒弟制度の史的展開と1920年代(1)～(4)」（『奈良県立短期大学研究季報』1982～1985）
17) 原著は見ることができなかったが，戦前わが国で高尾正之介訳で，F. フェルレンベルク/K. ミュラー『合理化と労働青年の状況』（同人社　1930年）という本が出されている。その中でダンネベルクの国立教習作業場案が紹介されている。（183—184頁）
18) Verein für Sozialpolitik: Die Reform des Lehrlingswesens. Leipzig 1875
19) Adelmann, G.: Die berufliche Aus-und Weiterbildung in der deutschen Wirtschaft 1871-1918. (in: Treue, W. /Pohl, H. (hrsg.): Berufliche Aus-und Weiterbildung in der deutschen Wirtschaft seit dem 19. Jahrhundert. (Zeitschrift für Unternehmergeschichte. Beiheft) Wiesbaden 1979. S. 12.
Jauch, B.: Das gewerbliche Lehrlingswesen in Deutschland. Freiburg 1911, S. 6.
20) Blankertz, H.: Bildung im Zeitalter der großen Industrie. 1969, S. 127.
21) Jauch: a. a. O., S. 56.
Ebert: a. a. O., S. 262-263.
Umbreit, P.: Der gewerkschaftliche Wiederaufbau nach dem Kriege. Berlin 1918, S. 96.
22) Crusius, R.: Berufsausbildung und Jugendpolitik der Gewerkshaft. Struktur und Verlauf bei der DGB und einigen Einzelgewerkschaften 1945—1981. Frankfurt a. M. 1982, S. 39.
23) 花見忠『労働組合の政治的役割—ドイツにおける経験』未来社　1965年　68—69頁
Jauch: a. a. O., S. 56.
Crusius, R. /Wilke, M.: Einheitsgewerkschaft und Berufspolitik. Frankfurt a. M. 1982, S. 114.
24) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』お茶の水書房　1973年　130頁
25) 鼓肇雄『マックス・ヴェーバーと労働問題』お茶の水書房　1971年　52頁
Gumpert, F.: Die Bildungsstrebungen der freien Gewerkschaften. Jena 1923, S. 14.

26) Gumpert: a. a. O., S. 123.
27) 例えば，印刷工，庭師そして，若干の金属，木材労働者などの場合
28) Gumpert:a. a. O., S., 124.,
29) Gumpert:a. a. O., S., 123.,
30) Abel, H.: Das Berufsproblem im gewerblichen Ausbildungs-und Schulwesen Deutschlands (BRD). Berlin 1963 S. 44.
Meier, G.: Berufsschulung und Berufserziehung der Jugendlichen durch die Arbeitergewerkschaften. Rostock S. 26.
31) Gumpert: a. a. O., S. 97-98.
32) Jauch: a. a. O., S. 198. 大塚前掲書　214—215頁
個々の青少年部の活動については，Meier 前掲書.
33) 八林秀一「ドイツ中産層の歴史的把握をめぐって—『中間層』概念についての覚書—」(『専修経済学論集』第13巻第2号) 1979年　81—82頁
34) 同上　77—78頁
35) Schwarte, N.: Schulpolitik und Pädagogik der deutschen Sozialdemokratie an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert. Köln 1980 S. 156.
36) *Ibid.*, S. 157.
37) *Ibid.*, S. 157-158.
38) *Ibid.*, S. 161.
39) *Ibid.*, S. 317-318.
40) *Ibid.*, S. 51-52. 安前掲書　141頁
41) Sieger, W.: Die erste Jahrzehnt der deutschen Arbeiterjugendbewegung 1904-1914. Berlin 1958 S. 7.
42) Schmelzer, G.: Die berufspädagogischen Bestrebungen der sozialdemokratischen Arbeiterjugendbewegung vor dem ersten Weltkrieg. (in: Jahrbuch für Erziehubngs-und Schulgeschichte. Jg. 9. Berlin 1969) S. 142.
43) Sieger: a. a. O., S. 50.
44) Schmelzer: a. a. O., S. 143.
45) *Ibid.*, S. 147.
46) *Ibid.*, S. 273.
47) *Ibid.*, S. 273-274.
48) *Ibid.*, S. 148.
49) *Ibid.*, S. 145.
50) Behr: a. a. O., S. 19.
51) Tollkühn, G.: Die planmäßige Ausbildung des gewerblichen Fabriklehrlings in den metall-und holzverarbeitenden Industrie. Jena 1926 S. 85.
52) Ebert: a. a. O., S. 171.
Haverkamp, F.: Staatliche Gewerbeförderung im Großherzogtum Baden. 1979 S. 379.
53) Behr: a. a. O., S. 55.
54) Dehn, P.: Die deutschen Industriewerkschulen. München 1928, S. 20.
55) Jauch: a. a. O., S. 177. バーデンについては，Haverkamp に詳しい。
56) Behr: a. a. O., S. 19.
57) *Ibid.*, S. 4-6.
58) Klein, R. /Körzel, R.: Sozialpolitische Antworten selbstorganisierter Jugendlicher auf die Lehrlingsfrage zu Beginn des 20. Jahrhunderts. (in: Zeitschrift für Berufs-und Wirtschaftspädagogik. 86. Bd. H. 7. 10/1990) S. 589.
59) Sozialistische Monatshefte. VII. Jg. 1903 Bd. 2. S. 706.
60) Christ, K.: Sozialdemokratie und Volkserziehung. 1975 S. 15.
61) Klein/Körzel: a. a. O., S. 587.
62) *Ibid.*, S. 582.

63) *Ibid.*, S. 588.
64) *Ibid.*, S. 589-590.
65) *Ibid.*, S. 590-591.
66) *Ibid.*, S. 590.
67) Sieger: a. a. O., S. 77.
68) Schmelzer: a. a. O., S. 149.
69) *Ibid.*, S. 148.
70) *Ibid.*, S. 149.
71) Schmelzer, G.: Materialien zu den berufspädagogischen Bestrebungen der sozialdemokratischen Arbeiterjugendbewegung vor dem ersten Weltkrieg. (in: Jahrbuch für Erziehungs-und Schulgeschichte. Jg. 9. 1969) S. 270.
72) Fischer, V.: Institutionalisierung von allgemeiner und beruflicher Bildung. Trennung oder Integration? Frankfurt a. M. 1982 S. 212.
73) Tenorth, H-E. /Kien, K.: Lehrer an preußischen Berufsschulen. (in: Zeitschrift für Berufs-und Wirtschaftspädagogik. 76Bd. H. 8. 1980/8) S. 571.
74) Schmelzer: a. a. O., S. 270-271.
75) Grempe, P. M.: Lehrlingsausbildung in der Metallindustrie. (in: Die Neue Zeit. 16. Jg. 1897-98. 1. Bd.) 1897 S. 433-434.
76) 寺田も1920年代にいたっても「ADGB の多くの組合は，工業徒弟制，特にその熟練形成機能に既ね好意的であった」と指摘している。(「ドイツ工業徒弟制と労使関係—1920年代労働組合の徒弟制度規制の展開に即して」)
77) 補習学校の機能を歴史的に分析したグライネルトは，「1870年以降の責任ある政治家は決して，職業的な性格をもった大衆学校を作ることができなかったし，またそうしようともしなかった。というのも，新しい学校の満たすべき機能は，経済的なものではなく，政治的な性格を持つものであったからである。」と結論づけている。
Greinert, W-D.: Schule als Instrument sozialer Kontrolle und Objekt privater Interessen. Hannover 1975, S. 25.
78) 例えば，Fischer の前掲書や，Maxplanck-Institut für Bildungsforschung.: Berufsausbildung und Arbeitsmarkt. Funktion und Problem des "dualen Systems". Berlin 1978.
79) Fischer: a. a. O., S. 214.
80) Lempert, W. /Franzke, R.: Die Berufserziehung. 1978 S. 69.
81) 大塚前掲書 154頁
82) Ebert: a. a. O., S. 192.
83) 江藤恭二，新海英行他「全国学校会議研究ノート(1)」(『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』第27巻 1980) 65頁
84) Kommission für deutsche Erziehungs-und Schulgeschichte der Akademie der pädagogischen Wissenschaften der DDR.: MONUMENTA PAEDAGOGICA Bd. V. Teil 2. 2. Rheihe B. Berlin 1968 S. 110.
江藤・新海 前掲論文 65頁
85) Die Gewerkschaften und die Lehrlingsfrage. (in: Soziale Praxis und Archiv für Volkswohrfahrt. 1920 XXIX. Nr. 14.) S. 324.
86) Schöfer, R.: Berufsausbildung und Gewerbepolitik. Frankfurt a. M. 1981 S. 185.
87) Tollkühn: a. a. O., S. 136.
88) Kopsch, A.: Die planmäßige Lehrlingserziehung in der Industrie und Gewerkschaften. Marburg 1928 S. 43.
89) Prinz, O. /Rexin, M. (hrsg.): Gewerkschaftsjugend im Weimarer Staat. 1983 S. 53.
90) Kopsch: a. a. O., S. 44.
91) Soziale Museum E. V. in Frankfurt am Main: Industrielle Arbeitsschulung als Problem. Berlin 1931 S. 88.
92) Muth, W.: Berufsausbildung in der Weimarer Republik. Stuttgart 1985 S. 427.
93) Heimann, K.: Berufliche Bildung ung Gewerkschaften. Frankfurt a. M. 1980 S. 47.
94) *Ibid.*, S. 91.
95) *Ibid.*, S. 71.